

令和6年5月定例教育委員会 会議録

1. 日 時 令和6年5月27日（月） 13:30 から 15:00 まで

2. 場 所 中央公民館 講義室

3. 出席委員 教 育 長 宮 本 隆
教 育 委 員 花 里 一 惠
本 城 慎之介
鈴 木 淳 子

4. 事 務 局 こども教育課長
生涯学習課長
こども教育課長補佐兼学校教育係長
こども教育課児童係長
こども教育課子育て支援係長
軽井沢高校・教育魅力化推進係長
生涯学習課長補佐兼社会教育係長
生涯学習課長補佐兼文化振興係長
生涯学習課図書館長兼図書館係長

5. 傍 聴 人 0名

1. 開会

〈事務局（こども教育課長）〉

定刻となりましたのでただいまより5月定例教育委員会を始めさせていただきます。始める前に佐藤一郎職務代理ですが、所用のため欠席ということで報告を受けておりますのでお願いいたします。始めに宮本教育長より挨拶をお願いいたします。

2. 教育長あいさつ

〈宮本教育長〉

皆さんこんにちは。

5月は、5月13日の月曜日に町の小学校中学校4校でICT教育研究部会が開催されました。今までもありましたが、今年はかなりその中身を大きく変え出席者について、各学校の必ず管理職が出席することとか、もちろん今年から私も参加していますし事務局の方もかなりの担当者が出席するようにして今まで以上にDXを進めていくというやり方を変えています。

各小学校中学校では三つのテーマ、例えば授業にどうやってこのICTを活用するか、それともう一つはこのICTを先生たちの業務負担の軽減にどう使おうか。これが二つ目の視点。三つ目の視点として、不登校の支援というものがどうできないかというこの三つのテーマの中で各学校が自由にどこに今年のICT活用の主体というか重点を置くのかというふうに考えてもらい、今年の研究部会のテーマを進めていくことになっています。こういったICTの力を借りながらデジタルトランスフォーメーションというように業務とかいろんなものを変えていきながら、変えることが目的ではなくて、変えることによって生み出されていくその教育環境、子供たちが望む教育環境あるいは先生たちが望む環境というものを作られていくという目的のために、ICTを活用していくような形を考えています。

そういう意味からすると、私が言うのもですが、教育委員会も紙から次のステップに進む時期ではないかということこれから考えていかなければいけないと考えています。

今、不登校の話が出ましたが、今年から各小学校中学校から不登校の子供さんの状況について報告を上げてもらうのですが、その報告の仕方について、今まではまちまちだった側面もあったので統一した書式を揃えまして、そして各

学校での把握のアンバランスがないようにしました。同時に不登校あるいは不登校気味の児童・生徒さんへの支援というのは何かと考えている中で今年度から始まった長野県教育委員会のオープンドアスクール創造会議も本町は参加しておりますので、そういったところからどんな形のシェアができるかということもありまして、今週、教育委員さんも一緒に事務局とともに視察として東京にあります支援関係の学校あるいはフリースクールを見学視察していただいて新たな視点など学びを自分たち自身もしていきたいと思っています。

それでは今日は博物館等の運営協議会の委員さんの審議などありますのでよろしく願いいたします。以上です。

3. 報告事項

〈事務局（こども教育課長）〉

それでは、3の報告事項に入らせてもらいます。進行は宮本教育長よりお願いいたします。

（1）教育委員会行事・事業報告について

〈宮本教育長〉

それでは、報告事項に入ります。（1）の教育委員会行事・事業報告についてお願いいたします。

○事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）より説明

資料1ページをお願いいたします。教育委員会行事事業報告になります。期間につきましては令和6年4月26日から令和6年5月27日までとなっております。

4月26日、4月定例教育委員会、中央公民館。27日、軽井沢フォトフェスト2024開会式、矢ヶ崎公園。5月8日小北学校職員会総会、軽井沢中学校。9日、教頭会（教育長訓話）、中央公民館。10日、青少年健全育成協議会総会・研修会、中央公民館。13日、軽井沢高原を美しくする会総会、役場。13日、ICT教育研究部会、中央公民館。14日、全国町村教育長会定期総会・研究大会、東京都銀座ブロッサム。16日、軽井沢大賀ホール理事会・評議会、軽井沢大賀ホール。16日、東信教育事務所主幹指導主事学校訪問、中部小学校、西部小学校。17日、交通安全祈願祭・殉職警察官慰霊祭、交通守護神前。18日、軽井沢高校公開授業、軽井沢高校。19日、ユナイテッド・ワールド・

カレッジ ISAK ジャパン卒業証書授与式 I S A K。20 日、佐久地区市町村教育委員会連絡会オンライン、中央公民館。21 日、軽井沢町初任者研修会、中央公民館。24 日、校長会・教育委員会連絡会、東部小学校。27 日、第 2 回信州オープンドアスクール創造会議オンライン、中央公民館。
行事事業報告については以上となります。

〈花里教育委員〉

5 月 16 日の東信教育事務所主幹指導主事学校訪問をいたしてまして西部小学校へ行きました。子供たちは落ち着いて積極的に授業を受けていてとても雰囲気良かったです。主幹指導主事の田野先生は、前校長先生でしたので、子供たちの教室に入るたびに、みんなが驚くような感じで、廊下ですれ違うと「先生、校長先生」と声をかけて嬉しそうな感じを受けました。あとプレハブ教室も訪問して、皆さんの考えているプレハブ教室はどんなイメージがありますか。とても今のプレハブは明るくて広くてまた黒板も見やすくなってますし、寒さ暑さ対策にも冷房が効いていましてとても快適なところでございます。安全安心を感じました。以上です。

（2）教育委員会の行事日程について

〈宮本教育長〉

はい、ありがとうございました。それでは、（2）番の教育委員会の行事日程をお願いします。

○事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）より説明

資料の 2 ページをお願いいたします。教育委員会行事日程期間につきましては、令和 6 年 5 月 27 日から令和 6 年 6 月 24 日。5 月 27 日、5 月定例教育委員会、中央公民館。28 日、一般社団法人軽井沢観光協会定期総会、軽井沢プリンスホテル。30 日、教育委員会視察研修、太田区立御園中学校みらい学園中等部他。31 日、令和 6 年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会茨城大会、古河市イーエスはなもも体育館。6 月 1 日、中部小学校、西部小学校校庭運動会、中部小学校、西部小学校。6 日、令和 6 年第 1 回軽井沢町議会定例会 6 月会議、役場。6 日、第 76 回関東甲信越地区小学校長会長野大会、軽井沢プリンスホテル。10 日、SC 軽井沢シーズン報告会、軽井沢プリンスホテル。12 日、東部小学校校庭運動会、東部小学校。13 日、かこさとし展内覧会、軽井沢絵本の森美術館。14 日、東信教育事務所主幹指導主事学校訪問、

軽井沢中学校、東部小学校。14日、第1回社会教育委員定例会、中央公民館。19日、町教育研修、中央公民館。23日、青年会議所50周年記念式典、軽井沢プリンスホテル。24日、第3回オーブンドアスクール創造会議オンライン、中央公民館。24日、6月定例教育委員会、中央公民館。出席者につきましては備考の通りとなっております。また、その他イベント関係につきましては市村係長より説明させていただきます。

○事務局（子育て支援係長）より説明

資料1、るるぱる6月号をお願いいたします。

6月の子育て支援センターの主な行事になります。まずは子育て講演会です。6月28日金曜日10時30分から11時30分です。上田にあります児童書専門店さんの方から講師の紹介をいただきまして、「絵本で子育て・わらべ遊び」ということで高橋春美先生に講演をいただくことになっております。

子育てダイアル、6月4日、11日、18日、25日毎週火曜日になります。

こちらは午前9時30分から12時。あと、ぴよぴよベビー相談は6月10日月曜日、こちらは午後13時から16時の予定で、助産師がお話を伺うことになっております。3ページ目になります。4月の子育て支援センターの利用者数560人、相談件数は136件となっております。以上です。

<宮本教育長>

(2) 番の行事日程について何かございますか。

<鈴木委員>

確認ですが、教育委員会の行事日程について6日の校長会は教育長さんだけでよろしいですか。

<事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）>

はい、教育長のみのお席となっております。

<事務局（こども教育課長）>

同じく6日の第1回6月議会の定例会になりますが、こちらは議案並びに一般質問と、補正予算が出ておりますので、こちらにつきましては、6月の定例会議で報告させていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

(3) 各種行事への後援等について(12件)

〈宮本教育長〉

その他よろしいですか。それでは(3)番各種行事への後援等についてお願いいたします。

○事務局(生涯学習課長補佐兼社会教育係長)より説明

各種行事への後援等についてご報告いたします。行事名、主催者、開催日、場所の順に申し上げます。

①伝統文化いけばな親子教室。資料4、5ページ、文化庁伝統文化親子教室事業。6月1日土曜日から令和7年1月31日金曜日、軽井沢中央公民館。

②令和6年度第21回長野県軽井沢テニス大会。資料6、7ページ、長野県テニス協会。6月16日日曜日、風越公園屋外テニスコート。

③第12回ちいき活動みほん市。資料8、9ページ、第12回ちいき活動みほん市実行委員会。6月16日日曜日、軽井沢中央公民館大講堂他。

④子供と家族の未来を考えるマネー講座。資料10、11ページ、子供と家族の未来を考える会長長野県中南信支部。6月28日金曜日から29日土曜日、7月1日月曜日です。

⑤軽井沢吹奏楽団第25回定期演奏会。資料12、13ページ、軽井沢吹奏楽団。6月29日土曜日、軽井沢大賀ホール。

⑥第44回全日本バレーボール大会小学生大会2024年度長野県大会。資料14、15ページ、公益財団法人日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、読売新聞社。6月30日日曜日、軽井沢風越総合体育館。

⑦夏季特別展「生誕110年立原道造展—詩・建築・造形—(仮称)」。資料16、17ページ、軽井沢高原文庫。7月13日土曜日から10月14日月曜日、軽井沢高原文庫2階展示室。

⑧0さいから入れるメロディコマカロンコンサートえほんとおんがく「ピーダクんとファイラの森」「ささきくにおくんとアルペロの音楽会」「コンクール生によるミニコンサート」。資料18、19ページ、メロディコマカロン。7月15日月曜日、軽井沢大賀ホール。

⑨しなの追分馬子唄道中。資料20、21ページ、しなの追分馬子唄道中実行委員会。7月28日日曜日、追分宿内及び浅間神社境内。

⑩子どもオペラ2024～森のおんがく学校。

資料22、23ページ、WAKUWAKU Project。10月12日土曜日、社会福祉法人育護会浅間学園。

⑪軽井沢大賀ホール秋のコンサート。資料 24、25 ページ、公益財団法人軽井沢大賀ホール。10 月 19 日土曜日、26 日土曜日、軽井沢大賀ホール。

⑫軽井沢大賀ホール冬のコンサート。資料 26、27 ページ、公益財団法人軽井沢大賀ホール。12 月 21 日土曜日、軽井沢大賀ホール。報告は以上でございます。

(4) 令和 6 年度 歴史民俗資料館・旧近衛文麿別荘（市村記念館）・追分宿郷土館・堀辰雄文学記念館の燻蒸作業に伴う臨時休館について

〈宮本教育長〉

それでは（4）番、令和 6 年度の各種記念館の臨時休館についてお願いします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼文化振興係長）より説明

資料 2 をお願いいたします

令和 6 年度 歴史民俗資料館・旧近衛文麿別荘（市村記念館）・追分宿郷土館・堀辰雄文学記念館の燻蒸作業に伴う臨時休館について申し上げます。休館施設は、今申し上げました歴史民俗資料館他 3 館ということをお願いしたいと思います。

まず休館の理由ですが、資料の保存を目的とした館内ガス燻蒸処理を実施するため、そちらのガス燻蒸につきましては、2 年に一度、燻蒸処理を行ってまして、概ね同じような時期にさせていただいてるものになります。

休館日程ですが、まず歴史民俗資料館と旧近衛文麿別荘につきましては、6 月 10 日月曜日から 17 日の 8 日間、追分宿郷土館につきましては、6 月 10 日同じく月曜日から 6 月 16 日日曜日の 7 日間、堀辰雄文学記念館は 6 月 10 日月曜日から 6 月 12 日水曜日の 3 日間になります。周知方法としましては、広報かるいざわ 6 月号の掲載と各館のホームページ、あとポスターを掲示ということで周知を行っているところでございます。2 ページ目をお願いします。こちらにつきましては、臨時休館に伴う運営規則の写しになっており、3 ページ以降についてましてはホームページへの記載の方法等がついております。資料の 9 ページまでがお知らせ文ということでつけさせていただいております。休館については以上になります。よろしくお願いいたします。

〈宮本教育長〉

休館についての資料となりますが何かございますか。よろしいですか。

(5) 軽井沢町教育支援センター条例の制定について

〈宮本教育長〉

続いて(5)番、軽井沢町教育支援センター条例の制定についてお願いします。

○事務局(こども教育課長補佐兼学校教育係長)より説明

資料3をお願いいたします。今、建築中の中間教室は9月末に竣工予定となっており、中間教室ができたところで、軽井沢町教育支援センターということになります。そちらの施設の設置条例の制定をさせていただきたいと思っております。こちらを今回の議会に提出をさせていただきますので簡単にそちらの説明をさせていただきます。

まず1ページ目、制定理由になります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、不登校児童生徒に対する適切な支援を行うため、軽井沢町教育支援センターを設置するもの。施行日につきましては、令和6年10月1日となっております。次のページをお願いいたします。

軽井沢教育支援センター条例(案)になります。第1条については設置について、第2条については名称および位置、第3条については事業、第4条については職員、第5条については委任。この条例附則この条例は令和6年10月1日から施行する。

こちらを今回の議会に提出をさせていただきます。議会で議決をいただきましたら施行していきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。説明については以上でございます。

〈宮本教育長〉

見ていただきまして何かございましたらお願いします。

正式には中間教室という言葉は一応使わないということですね。

〈事務局(こども教育課長)〉

そうです。この教育支援センターで進めさせてもらえれば。

〈宮本教育長〉

よろしいでしょうか。

(6) 軽井沢町中間教室設置要綱の廃止について

〈宮本教育長〉

続いて(6)番、軽井沢町中間教室設置要綱の廃止についてお願いします。

○事務局(こども教育課長補佐兼学校教育係長)より説明

資料4をお願いいたします。

軽井沢町中間教室設置要綱廃止理由になります。廃止理由、軽井沢町教育支援センターが設置され、中間教室の機能が移行することに伴い本要綱を廃止するものでございます。施行日につきましては、令和6年9月30日となっております。先ほど説明をさせていただきました教育支援センター条例が施行されますので、こちらの要綱を廃止させていただくものでございます。こちらにつきましては以上でございます。

〈宮本教育長〉

ご覧いただきまして何かございますか。これは要綱を廃止することということで、こちらの条例が新しくできる教育支援センターの方の例えばこちらの今まで要綱にあった通室依頼書とかその辺はどういう形になりますか。

〈事務局(こども教育課長)〉

そちらは、詳細な部分は規則の方で、条例は大元の部分で規則の方を詳細で設置していきたいと思っておりますので、そちらを9月までに設置する予定ですのでまたお示ししたいと思います。よろしく申し上げます。

(7) 分館長の交代に伴う委嘱について

〈宮本教育長〉

それでは続けて(7)番の分館長の交代に伴う委嘱についてお願いいたします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼社会教育係長）より説明

資料5、1ページをお願いします。

分館長の交代に伴う委嘱について報告いたします。軽井沢町公民館条例施行規則第6条の規定に基づき委嘱としております。こちらは各区の役員改正に伴いまして、9人の分館長が今回交代しております。分館名、分館長名につきましては、ご覧いただいている通りでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〈宮本教育長〉

分館長の交代についてですが何かございますか。新しく交代した分館長さんはどなたになりますか。

〈事務局（生涯学習課長補佐兼社会教育係長）

1ページに書いてございます大日向分館長から杉瓜の分館長9名の方になります。

〈宮本教育長〉

ここまでで何かありますでしょうか。続いて（8）番ですが、こちらは個人情報に関わる事項が含まれるので、全てを終了した後いたします。

4. 協議事項

（1）各種行事への後援等について（5件）

〈宮本教育長〉

4番の協議事項に入りますがよろしいでしょうか。（1）番各種行事への後援等について5件お願いします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼係長文化振興係長）より説明

まず一点目、資料7をお願いします。「奇術の登竜門 in 軽井沢」開催に伴う講演依頼ということで、令和6年5月9日付で名義使用承認申請が出てきましたので、ご審議をお願いしたいというものになります。申請者、公益社団法人日本奇術協会会長正木慎一。名称、奇術の登竜門 in 軽井沢。実施期間は、令和6年9月7日土曜日。実施場所、軽井沢町中央公民館。参加費としまして教材費として2,000円、小学生以下は無料ということで予定されているものにな

ります。こちらの事業につきましては文化庁の補助金、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業という補助金を活用して行われる事業になります。

2 ページをお願いします。事業の趣旨でございますが、当該講演を通じ世界に通用する奇術者マジシャンを育成することを主眼とする。これに併せ地域に根ざす文化芸術の普及・振興を図り広く一般の方々にも奇術マジック体験をしていただける機会ということが趣旨になっております。3 ページにつきましては趣意書、4 ページにつきましては、収支の予算表になっております。こちら参加費 2000 円教材費としていただいて、残りを文化庁の助成申請金額ということで 45 万円、計 61 万円を予定しており、支出の教材制作費で 16 万円増額が当たっていることから、特段利益を求めるものではないということで判断させていただいております。

5 ページ以降は定款、最後のページ 13 ページの裏面、こちらについては、令和 2 年度に行われました旧市川町立中谷第二小学校で行われましたチラシをつけており、実際、文化庁の方も令和 3 年 4 年と同じ事業を他の市町村で行っている事業になります。担当係としましては、こちらについては申請通り後援を承認していただければということで提出させていただいております。資料 7 の説明につきましては以上になります。

〈宮本教育長〉

資料 7 についてよろしいでしょうか。

〈教育委員〉

—承認—

〈宮本教育長〉

資料 8 をお願いします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼社会教育係長）より説明

5 月 2 日付けで申請がございました、多文化教育支援チャリティーコンサートの名義承認についてでございます。申請者、NPO 法人国際多文化教育推進協会。事業名称が多文化教育支援チャリティーコンサート。主催者は、NPO 法人 88 インターナショナルおよび NPO 法人国際多文化教育推進協会。実施日が 9 月 7 日土曜日、実施場所は軽井沢ルヴァン美術館。参加費が大人 4000 円、中学生以下 2000 円です。次のページをお願いいたします。2 ページは名義使用承認の

通知書（案）でございます。3ページをお願いいたします。こちらは名義使用承認申請書で事業の趣旨でございますが、ミャンマーにおいて多文化教育を実施する教育機関への支援をするものでございます。4ページをお願いいたします。4ページは事業計画書でございます。8の事業内容、ミャンマーの学校への教育支援のためのチャリティーコンサート。9の事業趣旨ですが、重複しますが、趣旨の中段以降、NPO法人88インターナショナルは音楽教育を通じた青少年少女の健全育成を目的とした教育支援団体であり、多文化共生の大切さをNPO法人国際多文化教育推進協会と共感し、活動目的である多文化教育機関支援に賛同し、多文化教育の要素を含むチャリティーコンサートを開催して参加費から開催に係る経費を除いた金額をミャンマー教育支援に充てるというものでございます。5ページ6ページは、軽井沢町におけるミャンマーへの教育支援チャリティーコンサート共催の経緯ということで、先ほどの二つの団体の関連性等が記載されています。6ページをお願いいたします。

中段以降でございますが、NPO法人88インターナショナルに代わり、日本での活動の手続きを国際多文化教育推進協会が代行している。

また、このチャリティーコンサートにつきましては、いくつかの無償コンサートも計画されており、軽井沢町の養護施設でのミニコンサート、小諸の介護老人保健施設でのミニコンサートを開催する予定でございます。次のページをお願いいたします。7ページは事業予算書になります。Iの収益で32万円、IIの費用で10万3000円、差し引き21万7000円となりますが、収益につきましては多文化教育支援寄付ということで営利を主たる目的としていないというものになります。8ページをお願いいたします。8ページから15ページにつきましては推進協会定款でございます。16ページ、17ページはチラシの写しになります。以上より、本案件につきまして承認基準を満たしていると考えます。よろしくをお願いいたします。

<宮本教育長>

何かございますか。

<花里委員>

6ページにあります、軽井沢町の小学校において多文化共生の気づきの音楽ミニコンサートも開催予定です。その他、多文化共生教育支援員を研修し軽井沢町教育委員に対して一名を派遣しとありますが派遣されるのでしょうか。

<事務局（こども教育課長）>

今、三小学校で8月に行う軽井沢ゼミの一貫の中でこの多文化共生の音楽の部分も含めた音楽教育を開催しようという形で、岩崎さんと話をしております。その動きがあるということで入れてあるのではと思います。

<花里委員>

こちらの団体ですか。

<事務局（こども教育課長）>

はい、そうです。

<事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）>

ベトナムのお子さんが昨年度、西部小学校に転校してきて、その方が日本語は喋れないところで日本語を教えていただけの方はいらっしゃらないでしょうかといろいろ当たったところ岩崎さんにいきつきまして、岩崎さんのお知り合いの方を講師として日本語を教えていただく方を紹介していただきました。その方が西部小学校において令和5年度、児童に教えていただいていたのですが、この4月から東部小学校に転校してしましまして東部小学校の方でも引き続き日本語を教えていただいていたようにこちらの方をご紹介いただきまして継続しております。

<花里委員>

わかりました。ありがとうございました。

<宮本教育長>

他にございますか。よろしいでしょうか。

<教育委員>

—承認—

<宮本教育長>

資料9をお願いします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼社会教育係長）より説明

お願いいたします。4月24日付で申請がございました、「2024年度日臨技関甲信支部・首都圏支部医学検査学会第60回特別公開講演会」の名義使用承認について説明します。申請者は、一般社団法人長野県臨床検査技師会。事業名称、2024年度日臨技関甲信支部・首都圏支部医学検査学会第60回特別公開講演会。主催者は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会。実施日は10月26日土曜日から27日日曜日。実施場所は軽井沢プリンスホテルウエスト。参加費等はありません。2ページをお願いいたします。2ページは名義使用承認通知書の（案）でございます。3ページをお願いいたします。3ページは名義使用承認申請書でございます。下段の方で事業の趣旨といたしまして、首都圏関東甲信地区の臨床検査技師の資質向上、学術的な研鑽と情報交換の機会として毎年実施している。今年度は長野県臨床検査技師会が担当。その中で特別公開講演会を開催し地元住民の方に聴講いただく機会としたいというものでございます。5ページをお願いいたします。5ページから8ページはこちらの開催概要書の内容になります。7ページをお願いいたします。7ページは特別公開講演会の概要となります。2日間で3講演会が予定されており、いずれも一般参加者を無料で募集しているものでございます。8ページをお願いいたします。8ページは検査学会の予算案ということで収入の部は学会全体の収入でございます。特別公開講演支出の部ということで96万4900円となっており、こちらは特別公開講演会の資金は主に参加費収入をもってやっている。特別公開講演会の一般参加者は無料ということで営利を主たる目的としていないものとなります。9ページをお願いいたします。9ページ以降につきましては先ほどの申請者、主催者二つの法人の定款となります。以上によりまして本案件は承認基準を満たしていると判断されます。よろしくお願いいたします。

<宮本教育長>

資料9について何かございますか。

<教育委員>

—承認—

<宮本教育長>

資料10をお願いします。

○事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）より説明

資料 10 をお願いいたします。令和 6 年 5 月 21 日付で申請のありました和久洋三講演会「創造力は生きる力」の名義使用承認についてになります。

申請者につきましては、鈴木奈緒。名称につきましては、和久洋三講演会「創造力は生きる力」。実施期間は令和 6 年 7 月 28 日の日曜日。主催は、わくわく創造アトリエ軽井沢プレイルーム。実施場所につきましては、軽井沢町中央公民館講義室。参加費につきましては 2 千 200 円となっております。次のページをお願いします。こちらの申請書となっております。申請書の中ほど、事業の趣旨になります。子育てに関するヒントや子どもとの関わり方についてなど、童具デザイナーで長年子供たちと活動してきた和久氏がわかりやすく講演するものとなっております。次のページ 3 ページをお願いいたします。

こちらは事業計画書になります。子育てと遊び、創造力について長年研究を続けてきた第一人者である和久洋三氏を招聘し、軽井沢近郊の保護者、教育関係者に向けた講演を行うというものでございます。その下、1 については概要。2 については内容。こちらの内容について読み上げさせていただきます。

「和久氏が創設したわくわく創造アトリエでは、子どもたちが創作に集中できる環境や多種多様な教材を提供する環境を提供しています。2024 年 4 月軽井沢に開校されました軽井沢プレイルーム開校の記念講演として開催するものでございます。」3 につきましては、講師のプロフィールが記載されております。続きまして 4 ページをお願いいたします。収支予算書となります。こちらにつきましては、収入が 11 万円。支出が 11 万円ということで差し引き収支ゼロ円ということで営利を目的したものではありません。続きまして 5 ページをお願いいたします。5 ページから 15 ページにつきましては、こちら普及協会の規約となっております。最終ページ、16 ページになります。こちら和久洋三氏講演会のチラシとなっております。こちらの実施につきましてご審議をよろしく願いいたします。

<宮本教育長>

資料について何かございますか。

3 ページにある本公演は軽井沢プレイルーム開校の記念公演としてありますが軽井沢プレイルームをご存知の方いらっしゃいますか。

特に内容について問題はないですのでよろしいですか。

<教育委員>

—承認—

〈宮本教育長〉

続いて資料 11 についてお願いします。

○事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）より説明

資料 11 をお願いします。令和 6 年 5 月 21 日に申請のありました子どもスポーツサミット 2024in 軽井沢の名義使用承認についてになります。

申請者につきましては、子どもスポーツサミット実行委員会事務局。名称、子どもスポーツサミット 2024in 軽井沢。実施期間につきましては、令和 6 年 6 月 26 日水曜日から令和 6 年 6 月 28 日金曜日。主催者につきましては、子どもスポーツサミット軽井沢実行委員会。実施場所につきましては、軽井沢大賀ホール。参加費につきましては無料となっております。次のページをお願いいたします。2 ページ目が申請書となっております。申請書の中ほど事業の趣旨について、「産学官民連携を行い、事例共有とともに現状の課題感を議論し、子どもたちを取り残さない部活動の地域移行の未来について議論を行う場の創出を目指し、本会を第 1 回として開催。全国各地域を年 2 回巡回開催予定」となっております。全国で行う第 1 回の開催を軽井沢町で開催するものでございます。参加予定者については 3 日間で延べ 1000 人を見込んでおります。

続きまして 3 ページをお願いいたします。こちらの方にこのスポーツサミットの開催概要が記載されております。中ほどにはシンポジウムの登壇者が記載されております。スポーツ庁の室伏長官、びわこ成蹊スポーツ大学の間野副学長。また、土屋町長も登壇する予定となっております。また、地元の中学生も登壇する予定にございます。続きまして 4 ページをお願いします。

こちらのイベントの詳細となっております。26 日の午後になります。

こちら、アスリートおよび地域スポーツトークショーということで、地元の小学生が東部小学校、中部小学校、西部小学校から行く予定となっております。27 日の木曜日の午後、こちら先ほど申しあげました室伏長官とのパネルディスカッション等が予定されております。こちらには地元の中学生が行く予定となっております。28 日金曜日につきましては、自治体の事例発表と企業の発表、団体の発表となっております。次のページはイベント詳細となっております。7 ページ以降につきましてはこちらのスポーツサミットの開催内容の詳細が記載されております。今回、こちらで現在進めております部活動の地域移行に関するものということで地元の中学生に出席していただけないかという依頼がありまして進めさせていただいているものでございます。説明は以上になります。名義使用についてご審議をよろしくお願いします。

〈宮本教育長〉

それでは資料 11 について何かございますか。

〈教育委員〉

—承認—

(2) 博物館等施設運営協議会委員について

〈宮本教育長〉

(2) 番博物館等施設運営協議会委員についてお願いします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼文化振興係長）より説明

資料 12 番をお願いします。博物館等施設運営協議会委員についてということで軽井沢町博物館類似施設に関する条例第 5 条の規定に基づく博物館等施設運営協議会委員の委嘱替えにあたり、委員名簿案がまとまりましたので審議をお願いしたいというものになります。まず条例第 5 条につきましては博物館等の施設運営を円滑に行うため、協議会を設置するという条文になっております。1 番、事由としましては委員の任期満了に伴う委嘱替え。任期は 2 年になります。委員名簿は飛ばさせていただきまして、3 番の任期につきましては令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までということで予定しております。2 ページ目をお願いします。こちらが委員名簿の案になります。大変申し訳ありません。退任の方の名前が 2 名ほど載っておりまして一番上の段、池内輝雄先生がまず退任。あと 6 段目、星野裕一さんが退任ということで意向を示されておりますので名簿から後ほど削除させて頂くこととなります。備考欄の方にこの方々を委員として、選出させていただいている肩書き等を書かせていただいております。まず、大藤敏行さんは軽井沢高原文庫の副館長ということで博物館についての知識のある方、続いて桜井朝教さんと林 利佳子さんにつきましては、社会教育委員、大林義博さんにつきましては、どんぐりの会の会長。一つ飛ばしまして土屋一男さんは追分節保存会の幹事、土屋隆幸さんは絵本の森美術館副館長で美術館協議会から選出され、あと内堀次雄さんは追分区長。遠藤 孝さんは草軽電鉄の関係者。あと柳澤 登さんは軽井沢大賀ホール館長。関 博幸さんは学校教育として教頭会長をお願いしている方になります。3 ページにつきましては現在の委員

の名簿と変更を予定されている方の名簿、同じ方が継続してお願いすることになりますが、こちらの方を記載させていただいております。あと2名ほど教育委員会の後に候補の審議をしていただきますが残り2名を選出し、全体として博物館運営協議会を開催していきたいということになります。審議をよろしくお願ひしたいとおもいます。

〈宮本教育長〉

それでは今、示された事について何かございますか。

〈教育委員〉

—承認—

(3) 軽井沢町文化財保護審議会委員について

〈宮本教育長〉

(3) 番軽井沢町文化財保護審議会委員についてお願いします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼文化振興係長）より説明

引き続き資料13をお願いいたします。

軽井沢町文化財保護審議会委員についてということで、こちらは軽井沢町文化財保護条例第40条および41条の規定に基づく軽井沢町文化財保護審議会委員の委嘱替えにあたり委員名簿案がまとまりましたので審議をお願いしたいというものです。事業としましては、委員の任期満了に伴う委嘱替え。任期は2年間になります。委員名簿は後ほど説明させていただきます。3番、任期になります。令和6年6月1日から令和8年5月31日までになります。続いて委員名簿をご覧ください。2ページをお願いいたします。定員は7名ほどになります。継続が6名、新任が1名になります。まず大久保 保さん。こちらは別荘史、郷土史を専攻している方。大林博美さん。こちらは火山・地質、郷土史を専攻されている方。岸本 豊さんは中山道69次資料館長で街道に詳しい方です。高橋 勝さん。郷土史の専門の方です。新井勝利さん。植物園長。梅干野成央さん。こちらは信州大学准教授で日本建築史と山岳建築に詳しい方が継続でお願いしたい方です。新任になりますが、渡邊陽子さん、史友会推薦ということで町の歴史について団体がありまして、こちらの方で女性の方で活躍始めた方になります。こちらの方を1名新任として審議会の方で審議していただきたいと考えているものとなります。3ペー

ジの方をお願いします。こちらにつきましては、現在の委嘱前の委員の名簿と委嘱後の名簿になります。4ページにつきましては、今回の審議会の設置の規定に基づくもので、抜粋して39条から44条も書かせていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

〈宮本教育長〉

それでは、資料13について何かございますか。

〈教育委員〉

—承認—

(4) 軽井沢町学校職員自家用車の公務使用取扱規程の一部改正理由(案)について

〈宮本教育長〉

続いて、軽井沢町学校職員自家用車の公務使用取扱規程の一部改正理由(案)についてお願いします。

○事務局(こども教育課長補佐兼学校教育係長)より説明

資料14をお願いいたします。教職員の公務による自家用車の取り扱いに関する規定になります。軽井沢町学校職員自家用車の公務使用取扱規程の一部改正理由になります。改正理由につきましては、県費負担教職員が旅行命令を受けて旅行する場合において、公務での移動をする場合において地域の特性上、自動車による移動が必要となる場合が多いことから、運転免許を取得してから2年を経過していない職員であっても、特定の場合は、自家用車を公務に使用することができるよう基準の緩和する改正を行うものでございます。施行日につきましては空欄となっておりますが、本日、こちらを承認していただいた場合には、本日付令和6年5月27日施行日とさせていただきたいと考えております。次のページをお願いいたします。

2ページ目につきましては、規程の新旧対照表になります。右側が改正前になります。改正前、第4条第2項の(2)になります。職員が運転免許を取得してから2年を経過していない場合、この場合には、旅行命令をしないもの、校長は旅行命令しないものとして今までやっておりました。こちらを改正したいというものです。改正後につきましては、左側になります。左側の第4条第2項(2)のところを読み上げさせていただきます。職員が運転免許を取得して

から2年を経過していない場合、(職員が運転免許を取得してから1年を経過している場合であって、校長が自家用車を公務に使用させることが特に必要と認めたとときを除く。)ということで改正をさせていただきました。なかなか教員のなり手不足もある中でこの縛りがあって、出張に行く職員は難しいという意見がありまして、この1年を経過したもので校長が認めた場合には出張することができるということで改正をさせていただきたいものでございます。こちらにつきましては、近隣市町村と合わせた内容での1年を経過した場合ということでこちらを改正させていただきたいと考えております。こちらの改正につきましてご審議の方よろしくお願いいたします。

〈宮本教育長〉

ご質問ご意見とかございますか。補足だと県の職員はもうこちらが入っています。近隣市町村と県の公務使用の規定はもうこの左側改正後の確保がもうかなり前から入っているということでございます。参考までに。

よろしいでしょうか。

〈教育委員〉

—承認—

(5) 各種行事への後援等について

〈宮本教育長〉

では、(5)番各種行事への後援等についてお願いいたします。

○事務局(こども教育課長補佐兼学校教育係長)より説明

資料15をお願いします。こちらは資料をまとめさせていただいた後に急遽後援依頼がありましたので一番最後に追加をさせていただいたものでございます。こちらの後援申請について説明させていただきます。令和6年5月24日付けでアイスホッケー無料体験会の名義使用承認についてになります。

申請者につきましては、佐藤大輔。名称、アイスホッケー無料体験会。実施期間、令和6年7月7日日曜日。主催者につきましては、軽井沢町スポーツ少年団チーグル軽井沢。実施場所につきましては、風越アイスアリーナ。参加費は無しとなっております。次のページをお願いいたします。こちら申請書になります。開催目的につきましては、子どもたちのスポーツ離れが進む中で、アイスホッケー競技を体験してもらう機会を設け、アイスホッケーの楽しさを伝

え、子どもたちにとって身近なスポーツとなることを目指す。またアイスホッケー競技の普及を図るものでございます。対象年齢につきましては、幼稚園、保育園の年中から小学校2年生までとなっております。次の4ページをお願いいたします。こちら体験会の予算書となっております。収入の部1万円、支出の部1万円ということで収支の差し引きゼロということで利益のない事業となっております。最後、こちらの体験会のチラシになります。こちら名義後援につきましてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〈宮本教育長〉

ご審議のほどよろしいでしょうか。

〈教育委員〉

—承認—

5. その他

〈宮本教育長〉

5番のその他があればお願いします。

○事務局（軽井沢高校・教育魅力化推進係長）より説明

お願いします。それではお手元でございます今週末の視察研修および令和6年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会および研修会の説明。

〈宮本教育長〉

ありがとうございました。何かご不明な点ございますか。

〈本城委員〉

このみらい学園中等部は、これは地図で言うと図書館に行けばいいですね。

〈事務局（軽井沢高校・教育魅力化推進係長）〉

はい、お願いします。

〈宮本教育長〉

はい。他はよろしいですか。当日よろしく申し上げます。その他ございます

か。それでは、報告事項の（８）番、区域外就学についてよろしく願います。

○事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）より説明
報告事項の（８）番区域外就学について１件よろしく願います。

〈宮本教育長〉
ありがとうございます。

6. 閉会

〈事務局（こども教育課長）〉
次回の定例教育委員会は６月２４日月曜日１３時３０分からとなりますので
よろしく願います。
以上をもちまして令和６年５月定例教育委員会を終了させていただきます。